

港区観光ボランティアガイド育成支援業務委託採点基準表
(第一次審査)

一次審査 (書類審査)			
候補者名		記入者	

1 基本事項の評価【事務局採点】		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点
		1	2	3	4	5				
(1)	専門能力 (資格等) 【様式5】 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び担当者が本業務に有効な専門能力(資格等)を有しているか。有効なものとしては以下のものを対象とする。 ①全国通訳案内士 ②普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員、救急法基礎講習修了者、救急法救急員(それぞれ有効期間内のものに限る。) ③観光分野に関する教育、研究に従事する大学等の教授、准教授又は講師(過去3年以内の実績を含む。) ④総合(又は国内)旅行業務取扱管理者又は旅程管理主任者 ⑤その他有益と認められる資格(観光士、観光英語検定、JATAトラベル・カウンセラー、など) ※資格数は、業務責任者及び業務担当者(本業務の従事者数)の資格数を合計し、従事者数で割った数とし、小数点以下は切り捨てる。 5件以上:5点、3~4件:4点、1~2件:3点、0件:1点 						×2			10
(2)	業務の実績 【様式4・5】 <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績を有しているか。 以下の①~④の合計pt 17~20pt 5点、13~16pt 4点、9~12pt 3点、5~8pt 2点、4~0pt 1点 ①事業者の同種業務の実績 実績5件以上:5pt、実績4件:4pt、実績3件:3pt、実績2件:2pt、実績1件:1pt、実績0件:0pt ②上記①のうち、行政における業務の実績 実績5件以上:5pt、実績4件:4pt、実績3件:3pt、実績2件:2pt、実績1件:1pt、実績0件:0pt ③業務責任者の同種業務の実績(総括責任者) 実績5件以上:5pt、実績4件:4pt、実績3件:3pt、実績2件:2pt、実績1件:1pt、実績0件:0pt ④業務担当者の同種業務の実績(担当者の平均) 実績5件以上:5pt、実績4件:4pt、実績3件:3pt、実績2件:2pt、実績1件:1pt、実績0件:0pt 						×4			20
(3)	専任性 (手持ち業務量) 【様式5】 <ul style="list-style-type: none"> ・担当者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。 業務責任者が専任、業務担当者(1名以上)が専任 5点 業務責任者が専任、業務担当者の専任者がいない 4点 業務責任者が他に1件以上(業務担当者の専任は問わない) 3点 業務責任者が他に2件以上又は総額500万円以上の業務(案件)を兼任(業務担当者の専任は問わない) 2点 業務責任者が他に3件以上又は総額750万円以上の業務(案件)を兼任(業務担当者の専任は問わない) 1点 						×2			10
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点
		1	2	3	4	5				
(1) 実施体制・危機管理体制について【様式6】										
ア	実施体制・危機管理体制・業務スケジュール的確性 <ul style="list-style-type: none"> ・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める人員体制になっているか ・講座での事故や個人情報取扱い等に関する安全対策及び危機管理体制は適切か ・明確な作業工程を設定し、実現性の高い計画的なスケジュールが組まれているか 						×4			20
(2) 基本姿勢について【様式7】										
ア	港区の地域特性や観光ボランティアガイドの役割等への理解度 <ul style="list-style-type: none"> ・港区の地域特性を的確に捉えているか ・港区観光を取り巻く現状や課題の認識が的確か ・観光ボランティアガイドが担うべき役割や継続した活動のために必要な事項を理解しているか ・観光ボランティアガイドの人材育成においてめざす方向性は、事業目的や課題を捉えた内容となっているか 						×6			30
(3) 全体構成について【様式8】										
ア	講座内容の企画力 <ul style="list-style-type: none"> ・港区の地域特性やボランティアの役割等を踏まえた講座内容が提案されているか ・育成講座(新規ガイド育成)・スキルアップ講座(既存ガイドのスキル向上)それぞれの目的・対象に合ったレベルの内容で、講座全体のカリキュラムが構成されているか 						×6			30
イ	基本的なデジタルスキル獲得を含めたガイド育成の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・講座カリキュラムの内容に応じて、オンライン形式の講義やデータでの資料提出等を取り入れることで、今後のガイド活動において必須となる基本的なデジタル対応スキル(動画視聴・資料のデータ提出等)の習得にもつながる構成となっているか (オンライン形式の講義については、参加が必須でなく知識習得が目的の内容かつ必ず全員に受講してもらいたい必須テーマで取り入れることがより望ましい) 						×4			20
(4) 創意・工夫について【様式9】										
ア	円滑な講座運営能力 <ul style="list-style-type: none"> ・受講生の参加意欲を高め、積極的な講座への参加を促す提案があるか ・デジタル対応を含め、観光客の多様なニーズに適應するガイド育成の工夫があるか ・活動している港区観光ボランティアガイドとの調整を図る工夫があるか 						×4			20
イ	独創性を発揮した講座運営 <ul style="list-style-type: none"> ・講座の内容や企画等に独創性の高い内容が含まれているか ・既存の講座内容にとらわれない新規要素があるか ・独自のネットワークや強みを生かした運営調整となっているか 						×4			20
3 見積額の評価【事務局採点】		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点
		1	2	3	4	5				
(1)	見積額 <ul style="list-style-type: none"> ・参考事業規模(5,483,500円)に対する見積額により採点(事務局が客観的視点により採点) 5,483,500円:1点/4,935,151円~5,483,499円:2点/4,686,801円~4,935,150円:3点/3,838,451円~4,386,800円:4点/3,838,450円以下:5点 						×4			20
一次審査合計点										200

加点項目【事務局にて加点】 ア~オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5% (小数点以下切上げ) を一次評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点(300点)の5%は15点なので、最大75点(15点×5項目) 加点されます。		事務局採点配点の満点 (60点×5委員分)	300点
ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者は、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点 ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者は、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者は、一次審査合計点の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点 オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点			

講評等 (ポイントとなった事項など)
(ここに講評等を入力してください)